

公共工事前金払・中間前金払制度について

1 前金払について

(1) 対象契約

- ① 予定価格50万円以上の工事
- ② 予定価格50万円以上の工事に係る設計、調査又は測量業務委託

(2) 前金払の割合

- ① 工事：契約金額の4割
- ② 工事に係る設計、調査又は測量業務委託：契約金額の3割

2 中間前金払について

(1) 対象工事

前払金を支払った工事（設計、調査又は測量業務委託は対象外となります）

(2) 中間前金払の割合

契約金額の2割

(3) 中間前金払ができる条件

以下の条件に該当することが必要となります。なお、部分払いを行った場合には、中間前金払は行いません。

- ① 工期の2分の1を経過していること
- ② 工程表により、工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること
- ③ 既に行われている当該工事に係る作業に要する経費が契約金額の2分の1以上の額に相当するものであること（出来高が50%以上であること）

(4) 中間前金払の申請方法

以下の手順で申請を行ってください。

- ① 工事の受注者は、契約締結時に、中間前金払制度の利用を希望する旨を契約担当者に伝え、工事履行予定表に工種等、構成比、工期の1/2時点で予定している工種ごとの作業の進行度合いを予定進捗率として記載し、工事の現場着手までに、監督員に提出します。
- ② 工事履行予定表を基に、工事履行報告書（第2号様式）に記載する工種等及び実績進捗率等について監督員と事前協議し、協議が整った後、中間前金払認定申請書（第1号様式）に工事履行報告書を添付して、監督員に提出します。
- ③ 受注者は、工事担当課より中間前金払認定調書（第3号様式）を受け取り、

前払金保証事業を営む会社と中間前払金保証契約を結びます。

- ④受注者は、国立市公共工事中間前金払申請書、中間前金払請求書、中間前金払保証契約証書及び保証約款、中間前金払認定調書の写し、口座振込依頼書を契約担当者へ提出し、中間前払金を受け取ります。

3 その他

上記の前金払・中間前金払については、全て国土交通大臣の登録を受けて前払金保証事業を営む会社による保証を条件とします。

※上記は前金払・中間前金払に係る原則的な取扱を記したものであり、案件によっては条件等が異なる場合がございます。詳細は、案件ごとの公告文又は入札説明書等をご確認ください。

以上